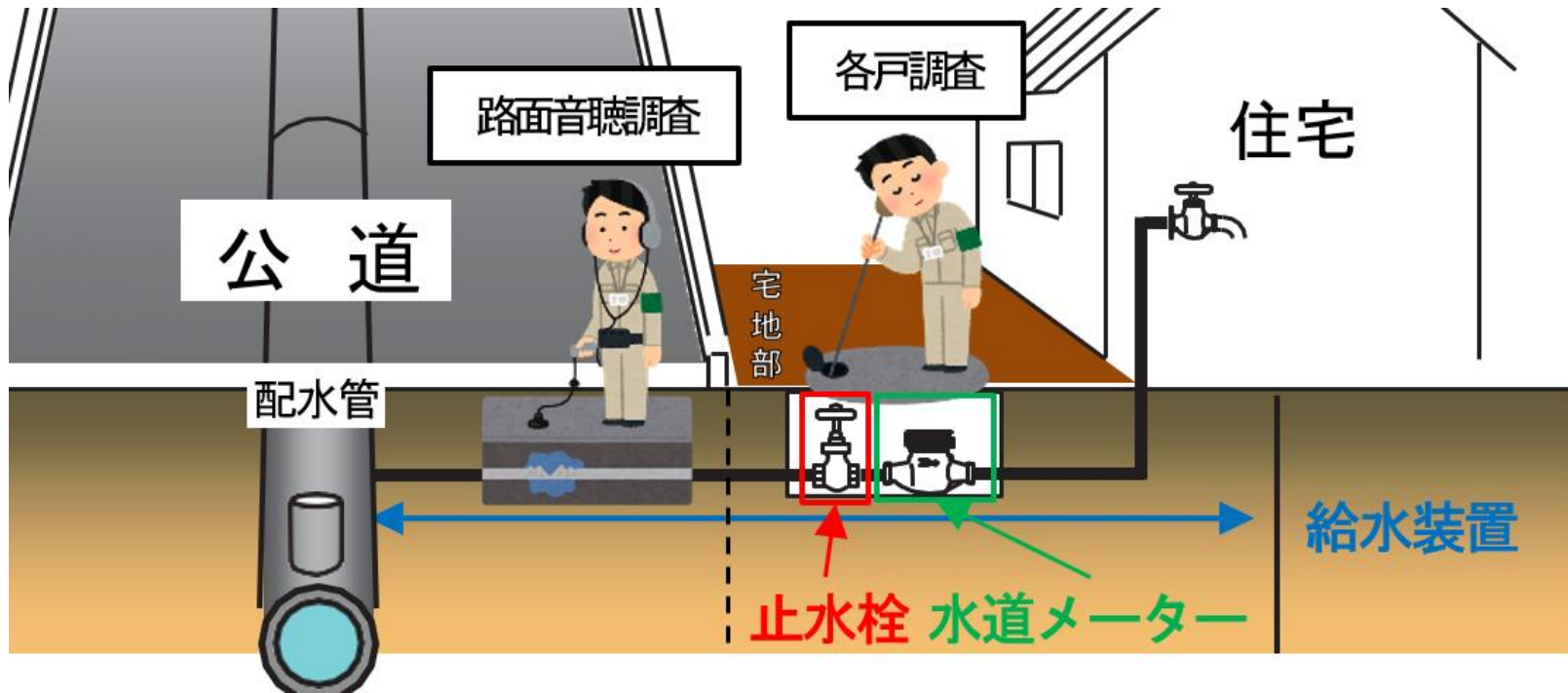


水道災害復旧事業における漏水調査及び給水装置の取扱いについて

課題

- 水道の災害復旧において、漏水調査と修繕工事は一体不可分のものである
- また、給水装置(配水管から分岐後の最初の止水栓まで)の復旧は、早期復旧の鍵となる
- それにも関わらず、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(令和6年4月から水道事業の災害復旧に適用)では、漏水調査費用、給水装置(配水管から分岐後の最初の止水栓まで)の復旧事業に係る費用が対象外となっている



要望

水道災害復旧のための漏水調査費用、並びに給水装置(配水管から分岐後の最初の止水栓まで)の復旧工事費用を公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法における災害復旧事業費の対象とすること